

## いわき市総合設計制度の許可等に関する要綱

平成8年9月30日制定

平成8年10月1日実施

### (趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第59条の2の規定に基づく敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合等の特例制度(以下「総合設計制度」という。)に係る同条第1項の許可(以下「許可」という。)等に関し、いわき市建築基準法施行細則(昭和48年いわき市規則第45号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公開空地 歩行者が日常自由に通行し、又は利用できる空地又は空地の部分(空地又は空地の部分の環境の向上に寄与する植込み、芝、池等及び空地の利便の向上に寄与する公衆便所等の小規模な施設に係る土地を含み、非常時以外において自動車が入り出る通路を除く。)で、公開空地等認定基準(付録第1)に適合するものをいう。
- (2) 公開空地に準ずる有効な空地 敷地内の建築物の居住者又は利用者の日常自由な利用又は通行に専ら供される空地又は空地の部分(空地又は空地の部分の環境の向上に寄与する植込み、芝、池等及び空地の利便の向上に寄与する公衆便所等の小規模な施設に係る土地を含み、非常時以外において自動車が入り出る通路を除く。)で、公開空地等認定基準に適合するものをいう。
- (3) 計画建築物 総合設計制度の計画に係る建築物をいう。
- (4) 容積率 法第52条第1項に規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。
- (5) 基準容積率 法第52条第1項から第5項までの規定による容積率をいう。
- (6) 市街地住宅総合設計 総合設計制度のうち、市街地住宅の供給の促進が必要な既成市街地等における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域で延べ面積の4分の1以上を住宅の用に供する建築物を対象とするものをいう。
- (7) 有効公開空地面積 公開空地及び公開空地に準ずる有効な空地(以下「公開空地等」という。)の有効面積で、公開空地等有効面積の算定方法(付録第2)により算定したものをいう。
- (8) 建ぺい率 法第53条第1項に規定する建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいう。
- (9) 基準建ぺい率 法第53条第1項から第3項までの規定による建ぺい率をいう。
- (10) 絶対高さ制限 法第55条の規定による建築物の高さの制限をいう。
- (11) 道路斜線制限 法第56条第1項第1号の規定による道路からの高さの制限をいう。
- (12) 隣地斜線制限 法第56条第1項第2号の規定による隣地からの高さの制限をいう。
- (13) 北側斜線制限 法第56条第1項第3号の規定による北側隣地からの高さの制限をいう。

### (許可の決定)

第3条 許可の決定は、総合設計制度許可基準(付録第3)に従い、当該申請に係る建築物の敷地周辺の都市施設の状況、土地の状況、建築群としての防災性、地域の特殊性等を勘案し、総合的判断に基づいて行うものとする。

(申請書の添付書類)

第4条 市長は、許可を受けようとする者が建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の4第1項に規定する許可申請書を提出するときは、総合設計計画概要書(第1号様式)及び別表に定める図書を添付するよう求めるものとする。

(公開空地の表示等)

第5条 市長は、許可を受けた計画建築物の所有者又は管理者に対し、当該計画建築物の敷地内の見やすい場所に、公開空地表示板(第2号様式)を設置するよう求めるものとする。

2 市長は、前項の場合において、計画建築物が市街地住宅総合設計によるものであるときは、市街地住宅総合設計表示板(第3号様式)を併せて設置するよう求めるものとする。

(公開空地の変更)

第6条 許可を受けた計画建築物の所有者又は管理者は、当該計画建築物の公開空地の形態を変更しようとするときは、公開空地変更承認申請書(第4号様式)により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、変更の可否を決定し、公開空地変更承認・不承認通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(所有者等の責務)

第7条 許可を受けた計画建築物の所有者又は管理者は、公開空地の有効かつ適切な維持管理に努めなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

別表(第4条関係)

図書種別	最小縮尺	記載事項	備考
付近見取図	1/2500	縮尺、方位、計画敷地の位置、地域地区の境界線の位置及び種別並びにその他の都市公共施設及び主要建築物の位置、名称等	
配置図	1/200	縮尺、方位、敷地境界線、建築物の位置、主要部分の階数及び高さ、前面道路の位置及び幅員並びに公開空地の位置等	地形の高低差が著しい場合は、敷地の主要部分の高低差を示すこと。
共通図面	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途等	1 基準階については、一例でよい。
			2 建築物が2以上ある場合は、それぞれについて記載すること。
			3 別に各階の用途及び床面積一覧表を作成し、一覧表には、建ぺい率及び容積率を記載すること。
			4 市街地住宅総合設計にあつては、住宅の用途に供する部分を次により色分けして示すこと。 (1) 住宅専用部分 黄色 (2) 住宅供用部分 青
立面図	1/200	縮尺、立面の方位、建築物の外観高さの制限の位置等	1 いずれも2面以上記載すること。
断面図	1/200	縮尺、各階の天井の高さ、地表面の位置、地盤面及び平均地盤面の位置、公開	2 断面図については、1階平面図にその位置を記載すること。

			空地の高低差並びに 屋内貫通通路、ア トリウム及びピロティ等 の奥行き及び天井の 高さ等	3 左の事項を併せて記載で きるときは、兼用してもよ い。
公開空地計画 図  (1)(2)	1/200	(1) 縮尺、方位、公 開空地の種別、ピ ロティ等の区分、 公開空地の高低差 及び面積一覧表等  (2) 縮尺、方位、植 樹又は造園計画の 概要、付帯施設、 表面仕上及びその 他空地の性状を示 す事項		1 公開空地の種別は、次に より色分けして示すこと。  (1) 歩道状空地 黄色  (2) 貫通通路 だいたい 色  (3) 広場状空地 緑  (4) アトリウム 青  2 面積一覧表には、公開空 地の面積、有効面積及び 有効公開空地率並びに屋 内貫通通路、アトリウム及 びピロティ等の面積の合計 を記載すること。  3 方位の確定方法を記載す ること。
日影図	1/200  又は  1/400	縮尺、方位、敷地 境界線、敷地内にお ける建築物の位置、 建築物の各部分の 平均地盤面からの高 さ、法第 56 条の 2 第 1 項の水平面上の敷 地境界線からの水平 距離 5メートル及び 10メートルの線、日 影の形状並びに日影 時間又は時間日影 線		1 建築物をモデル化する場 合には、その方法を立面 図等により図示すること。  2 計画敷地の北側の地域 の地表面が著しく低い場 合は、地表面上の日影図 を付記すること。  3 敷地の北側等に道路、水 面等の空地がある場合又 は隣地等の地盤面が高い 場合の緩和を適用する時 きは、これを図示すること。

法 52 条 関係	公開空地による 割増算定説明 書		公開空地の市街地 貢献度の説明、希望 する割増容積率及び その算定説明書	
法 55 条 関係	立面投影図	1/500	縮尺、方位、敷地 境界線、計画建築物 の主要部分の高さ、 敷地境界線の各辺に おける計画建築物及 び一般建築物の立 面投影図並びに立面 投影面積一覧表	
法 56 条 関係	立面投影図	1/500	縮尺、方位、敷地 境界線、計画建築物 の主要部分の高さ、 敷地境界線の各辺に おける計画建築物及 び一般建築物の立 面投影図並びに立面 投影面積一覧表	敷地境界線は、原則として 整形後のものを採用するこ と。
その他	特定行政庁の 指示する図書			

## 付録第1(第2条関係)

### 公開空地等認定基準

#### 1 公開空地認定基準

- (1) 最小幅が4メートル以上のものであること。ただし、道路に沿って敷地全長(最小限必要な車路のみにより分断されているものは、敷地全長にわたって設けられているものとみなす。)にわたって設けられ、かつ、道路と一体として利用可能な公開空地及び敷地を貫通して道路、公園等を相互に有効に連絡する公開空地(以下「歩道状公開空地」という。)にあっては、最小幅が2メートル以上のものであること。
- (2) 一の公開空地の面積は、当該公開空地が歩道状公開空地である場合を除き、次に掲げる区分に従い、それぞれアからエまでに掲げる数値以上であること。ただし、敷地面積の規模が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第136条第3項の表(ろ)欄に掲げる規模に満たないときは、一の公開空地の面積は、当該公開空地が歩道状公開空地である場合を除き、敷地面積の10分の1以上かつ100平方メートル以上であること。
- ア 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域 300平方メートル
- イ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 200平方メートル
- ウ 近隣商業地域又は商業地域 100平方メートル
- エ 用途地域の指定のない地域 200平方メートル
- (3) 全周の8分の1以上が道路に接しているものであること。ただし、動線上無理のない通り抜け通路を設けたもので、歩行者の出入りに支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 道路との高低差が6メートル以内のものであること。ただし、駅舎のコンコース、横断歩道橋等に連絡する場合等歩行者の利便に供する場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、計画建築物の整備と一体的に計画配置される公園、広場等の空地で前各号のいずれにも該当するもののうち、事業者の無償譲渡又は無償貸付けに係るものであって、都市計画が決定され、又は地方公共団体により管理されるもの(以下「公共空地」という。)については、これを公開空地とみなす。

#### 2 公開空地に準ずる有効な空地認定基準

- (1) 中庭等その周囲の大部分を建築物に囲まれ、道路に接していない空地(以下「中庭等」という。)にあっては、建築物の居住者等のコミュニティ形成の場として活用される等適切な利用ができ、修景上良好に設計され、適切な規模(少なくとも300平方メートル以上であること。)を有すること。
- (2) 屋上にあっては、道路に面して設けられており、当該道路からの高さが12メートル以下であり、かつ、当該道路の幅員以下のものであって、緑化を図るなど修景上良好に設計されているものであること。また、その面積については、前項第2号に規定する規模以上のものであること。

付録第2(第2条関係)

公開空地等有効面積の算定方法

- 1 有効公開空地面積は、当該公開空地等又は公開空地等の部分の面積に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める係数を乗じて算定するものとする。
  - (1) 歩道状公開空地(幅が4メートルを超えるものにあつては、幅が4メートル以内の部分に限る。)  
1.5(歩道との段差がなく、歩道と合わせた幅員が6メートル以上であり、かつ、隣地との間に塀等の空地の連続性を妨げる計画のないものについては、最大 2.5 の範囲でこれより高い係数とすることができる。)
  - (2) 面積が 500 平方メートル以上で幅員6メートル以上の道路に接する公開空地又は公開空地の部分(前号に該当するものを除く。) 1.2
  - (3) 面積が 300 平方メートル以上 500 平方メートル未満で幅員6メートル以上の道路に接する公開空地又は公開空地の部分(第1号に該当するものを除く。) 1.1
  - (4) 前3号に該当するもの以外の公開空地又は公開空地の部分 1.0
  - (5) 中庭等(公開空地に準ずる有効な空地に限る。) 0.5
  - (6) 屋上(公開空地に準ずる有効な空地に限る。) 0.3
- 2 次に掲げるものの有効公開空地面積は、当該公開空地等又は公開空地等の部分の面積に前項に規定する係数を乗じて得たものに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める係数を乗じて算定するものとする。
  - (1) 公開空地の道路からの見通しが隣地又は計画建築物によって妨げられるもの(道路の自動車交通量が著しく多い場合等公開空地が道路に接しないことが当該公開空地の環境上好ましい場合で、動線上無理のない通り抜け歩路を設けたものを除く。) 0.5
  - (2) 公開空地の地盤(公開空地が建築物の屋上である場合には、その屋上面)の高さが当該公開空地に接している道路の路面の高さと比較して 1.5 メートル以上高いもの又は 3メートル以上低いもの(地形上、道路から連続して高さが増減するもの及び駅舎のコンコース、横断歩道橋等に連絡するもの等歩行者の利便に供するものを除く。) 0.6
  - (3) ピロティ、アーケード、アトリウム等の建築物又は建築物の部分(以下「ピロティ等」という。)によって覆われている公開空地(はり下(はりがない場合には、床版下。以下同じ。)10メートル以上のもの又は気候条件等のためピロティ等に覆われていることが公開空地の環境を向上させるものを除く。) 次のア又はイに掲げる係数
    - ア はり下5メートル以上のもの 0.8
    - イ はり下 2.5 メートル以上5メートル未満のもの 0.6
  - (4) 公開空地等の位置、意匠、形態等又は公開空地等に面する建築物若しくは建築物の部分の意匠、形態等が当該公開空地等の効用を増大させ、市街地環境の整備改善に特に寄与すると認められるもの 1.2
- 3 隣接する敷地において一体的に計画された公開空地等については、全体を一の公開空地等とみなして前2項の規定を適用することができる。この場合において、前2項の規定中「当該公開空地等又は公開空地等の部分の面積」とあるのは、「当該敷地内の当該公開空地等又は公開空地等の部分の面積」とする。

付録第3(第3条関係)

総合設計制度許可基準

- 1 計画建築物の敷地内に、公開空地等を有していること。
- 2 基準容積率の割増しに係る許可(以下「容積率の割増し」という。)の基準は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 計画建築物の敷地が、6メートル以上(近隣商業地域、商業地域、工業地域又は工業専用地域においては、8メートル以上)の幅員を有する道路に接しているものであること。ただし、建築物の敷地が接する道路(法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道を除く。)が計画道路(法第42条第1項第4号に該当するものを除く。以下「計画道路」という。)若しくは法第68条の7第1項の規定により指定された予定道路(以下「予定道路」という。)の区域内にあり、又は敷地周辺の道路の状況等を勘案し、交通上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
  - (2) 計画建築物の延べ面積は、基準容積率に従い、次に掲げる式によって得られる面積以下とすること。

$$V = A \times v \times \left\{ 1 + \left( \frac{S}{A} - 0.1 \right) \times k_i \right\}$$

この式において、V、A、v、S、A及びkiは、それぞれ次の数値を表すものとする。	
V 容積率の割増し後の延べ面積	
A 敷地面積(公共空地がある場合は、その面積を含むものとする。)	
v 基準容積率	
S 有効公開空地面積の合計	
ki 割増係数(次の表の基準容積率欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表割増係数欄に掲げる数値とする。)	
基準容積率	割増係数
10/10 未満	2/3
10/10 以上 90/10 未満	$1/3 + (9 - v) \times 1/8 \times 1/3$
90/10 以上	1/3
この場合において、市街地住宅総合設計にあつては、次に掲げる係数を上の表による割増係数に乗じて得たものをkiとする。	
$a \times 3/4 + 1$	
この係数において、aとは、建築物における住宅の用に供する部分の延べ床面積に対する割合(2/3を超えるときは、2/3とする。)を表すものとする。	

- (3) 容積率の割増し後の容積率は、基準容積率に1.5を乗じたものに敷地面積を乗じて得られる延べ面積と当該容積率に10分の20を加えたものに敷地面積を乗じて得られる延べ面積のいずれか



小さいものを限度とすること。ただし、市街地住宅総合設計にあつては、次のア又はイに掲げる式によって得られる数値のうち、いずれか小さいものを限度とすること。

$$\text{ア } A \times v \times \left( a \times \frac{3}{8} + \frac{3}{2} \right)$$

$$\text{イ } A \times \left\{ v + \frac{(a \times 15 + 20)}{10} \right\}$$

この式において、A、v及びaは、それぞれ前号の式における数値と同じものを表すものとする。

- (4) 有効公開空地面積の合計の敷地面積に対する割合（以下「有効公開空地率」という。）が、次の表の基準建ぺい率欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表有効公開空地率の下限欄に掲げる数値に満たない場合には、第2号の規定にかかわらず、原則として、容積率の割増しを認めないこととすること。なお、公開空地に準ずる有効な空地については、有効公開空地面積の合計の2分の1を超える部分を参入しないものとする。

基準建ぺい率	有効公開空地率の下限
5.5/10 未満	0.5
5.5/10 以上	$0.2 + (1 - C) \times \frac{10}{4.5} \times 0.3$

この表において、Cは、基準建ぺい率を表すものとする。

- (5) 公開空地が計画建築物の敷地のうち計画道路又は予定道路に係る部分の全部又は一部にあり、かつ、第2号に掲げる式によって得られる割増し後の延べ面積を計画道路又は予定道路に係る部分の面積を除いた敷地面積で除して得た数値が、法第52条第1項に掲げる数値（建築物の敷地が当該数値の異なる地域又は区域の2以上にわたる場合においては、当該各地域又は区域の当該数値に、その敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計。以下「指定容積率」という。）を超える場合においては、当該計画建築物の延べ面積は、第2号に掲げる式によって得られる面積以下であり、かつ、第2号の規定中「敷地面積」とあるのは「敷地面積から計画道路又は予定道路に係る部分の面積を除いた面積」と、「有効公開空地面積」とあるのは「有効公開空地面積から計画道路又は予定道路に係る部分の有効公開空地面積を除いた面積」と、「基準容積率」とあるのは「指定容積率」とそれぞれ読み替えて準用する第2号に掲げる式によって得られる面積以下とすること。この場合においては、前号の規定中「有効公開空地面積」とあるのは「有効公開空地面積から計画道路又は予定道路に係る部分の有効公開空地面積を除いた面積」と、「敷地面積」とあるのは「敷地面積から計画道路又は予定道路に係る部分の面積を除いた面積」と、それぞれ読み替えて当該規定を準用する。
- 3 絶対高さ制限の緩和に係る許可の基準は、計画建築物の敷地の各辺（単純な形状の多角形の敷地にあつては敷地境界線を、多角形でない敷地又は複雑な形状の多角形の敷地にあつては当該

敷地を単純な多角形に近似した場合の各辺をいう。以下同じ。)において、 $S_i'$  が $S_i$ 以下であること。この場合において、 $S_i'$  とは $O_i$ (各辺について、その中点から 16 メートルの距離だけ外側にある点を通る鉛直線上の各点を視点として建築物の各部分を各辺上の鉛直面に水平方向に投影した図形の面積(以下「立面投影面積」という。))とし、 $S_i$ とは各辺の長さに 10 メートル又は 12 メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を乗じて得た値とする。

4 道路斜線制限及び隣地斜線制限の緩和に係る許可の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 計画建築物の敷地の各辺において、 $S_i'$  が $S_i$ 以下であること。この場合において、 $S_i'$  とは $O_i$ (各辺について、その中点から次に掲げる区分に従い、アからウまでに掲げる距離だけ外側にある点を通る鉛直線上の各点を視点とした立面投影面積とし、 $S_i$ とは各辺において法第 56 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は同条第 2 項の規定により許容される最大の立面投影面積とする。

ア 第一種低層住居専用地域 道路に接する各辺について当該道路の幅員に法第 56 条第 2 項の規定による当該建築物の後退距離(以下「後退距離」という。)に相当する距離を加えた距離

イ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域 道路に接する各辺については当該道路の幅員に後退距離に相当する距離を加えた距離、その他の各辺については 16 メートルに高さが 20 メートルを超える部分を有する建築物にあっては、その部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えた距離

ウ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又は用途地域の指定のない区域 道路に接する各辺については当該道路の幅員に後退距離に相当する距離を加えた距離、その他の各辺については 12 メートルに高さが 31 メートルを超える部分を有する建築物にあっては、その部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えた距離

(2) 高さが 100 メートルを超える計画建築物に対する前号の規定の適用については、次に掲げるものを加えたものをもって $S_i'$  とする。

ア 計画建築物の高さ 100 メートル以下の部分の立面投影面積

イ 計画建築物の高さ 100 メートルを超え 150 メートル以下の部分の立面投影面積に 2 分の 1 を乗じて得たもの

ウ 計画建築物の高さ 150 メートルを超える部分の立面投影面積に 3 分の 1 を乗じて得たもの

(3) 前面道路の反対側の境界線からの水平距離に後退距離に相当する距離を加えたものが法別表第 3(は)欄に掲げる距離を超える計画建築物に対する第 1 号の規定の適用については、当該部分の立面投影面積を道路に接する各辺の $S_i'$  に含めないものとする。

5 北側斜線制限の緩和に係る許可は、原則として行わないものとする。ただし、階段室、昇降機塔等の計画建築物の屋上部分で隣地に対する日照条件を十分考慮したものについては、この限りでない。

第1号様式(第4条関係)

総合設計計画概要書

1 建築物の名称					
2 許可申請事項		<input type="checkbox"/> 容積率制限の緩和 <input type="checkbox"/> 絶対高さ制限の緩和 <input type="checkbox"/> 道路斜線制限の緩和 <input type="checkbox"/> 隣地斜線制限の緩和 <input type="checkbox"/> 北側斜線制限の緩和			
3 融資の希望		<input type="checkbox"/> 有(概算          円・融資期間          ) <input type="checkbox"/> 無			
4 立 地 条 件	(1) 用途地域				
	(2) 防火地域	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし			
	(3) その他の地域地区等				
	(4) 敷地面積		(5) 敷地全周長		
	(6) 用途地域別内訳	用途地域	容積率	建ぺい率	面積
	(7) 前面道路幅員				
	(8) 接道条件	接道の長さ		接道率	
	(9) 基準建ぺい率		(10) 基準容積率		
5 設 計 条 件	(1) 建築面積		(2) 建ぺい率		
	(3) 延べ面積		(4) 容積率対象延べ面積		
	(5) 容積率	基準容積率	公開空地による割増		合計

5 設 計 条 件	(6) 公開空地の種別	<input type="checkbox"/> 総合設計 <input type="checkbox"/> 市街地住宅総合設計			
	(7) 割増容積率 の 限 度	基準容積率	公開空地による割増		合計
	(8) 公 開 空 地	種 別	面 積	有効面積	有効公開空地率
	(9) 主 要 用 途		(10) 階 数	地上 / 地下	
(11) 高 さ	イ 令第2条第1項第6号ロ				
	ロ 最高の高さ（塔屋を含む。）				
6 利 用 人 口 又 は 住 宅 戸 数					
7 住 戸 の 利 用 関 係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 分譲住宅 <input type="checkbox"/> その他（    ）				
8 住 戸 形 態	(1) 形 式	(2) 専 用 面 積	(3) 戸 数	9 備 考	

備考

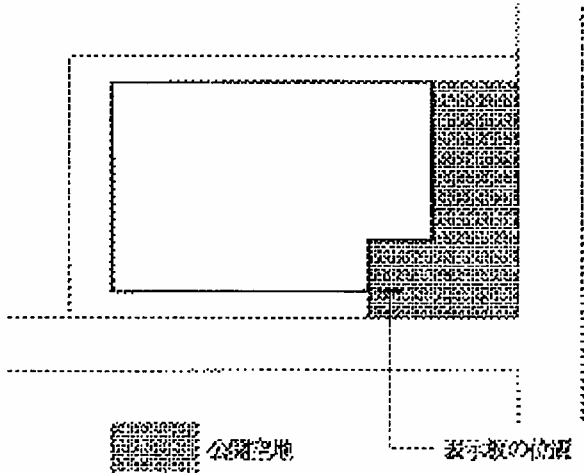
- 1 4の(7)欄は、複数ある場合は、すべて記入してください。
- 2 6欄は、居住施設にあっては戸数を、その他の施設にあっては常時利用する人数の概数を記入してください。
- 3 8の(1)欄は、2LDK、3LDK等のように記入してください。なお、複数ある場合は、すべて記入してください。

第2号様式(第5条関係)

公開空地表示板

この \_\_\_\_\_ は、建築基準法に基づいて設けられた公開空地であり、歩行者が日常自由に通行又は利用できるものです。

(公開空地の位置を下の例により記入すること。)



80センチメートル以上

50センチメートル以上

建築主 氏名又は  
名称及び代表者氏名

管理責任者 氏名又は  
名称及び代表者氏名

備考

- 1 下線の部分には、公開空地の利用形態に応じ、広場、通路等と記入してください。
- 2 表示板は、耐候性、耐久性に富み、かつ、容易に破損しないステンレス、銅等の材質としてください。

第3号様式(第5条関係)

市街地住宅総合設計表示板

この建築物は、建築基準法に基づく市街地住宅総合設計により建築されたものであり、住宅の用途に供する部分は他の用途に変更できません。

(住宅の用途に供する部分の位置を下の例により記入すること。)

3階～7階

1階～2階

住戸

住宅の用途に供する部分

建築主 氏名又は  
名称及び代表者氏名

管理責任者 氏名又は  
名称及び代表者氏名

80センチメートル以上

50センチメートル以上

備考

- 1 各階の平面図をすべて表示してください。ただし、同一の場合は、省略することができます。
- 2 表示板は、耐候性、耐久性に富み、かつ、容易に破損しないステンレス、銅等の材質としてください。

第4号様式(第6条関係)

公開空地変更承認申請書

年 月 日

いわき市長 様

住所

申請者

氏名

㊟

注意

- 1 太枠の申だけ記入してください。
- 2 変更内容及び変更理由の欄は、できるだけ詳しく記入してください。

建築主住所氏名	電話番号 ( )	
代理人住所氏名	電話番号 ( )	
建築物の名称		
敷地の所在地		
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更内容		
変更理由		
備考		受付欄

第5号様式(第6条関係)

公開空地変更承認通知書

年 月 日

様

いわき市長

印

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認
建 築 主 住 所 氏 名	電話番号 ( )
代 理 人 住 所 氏 名	電話番号 ( )
建 築 物 の 名 称	
敷 地 の 所 在 地	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
変 更 内 容	
変 更 の 条 件	
不 承 認 の 理 由	